

## 会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2023年5月）

日 時： 2023年5月3日（水）及び5月22日（月）～24日（水）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 木村 真理

## IASB 会議（2023年5月）傍聴報告

### （臨時 IASB 会議）

日時：2023年5月3日（水）

スケジュール：別紙参照

2023年5月3日に、臨時の国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- 国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール（IFRS for SMEs 会計基準の修正）

### （定例 IASB 会議）

日時：2023年5月22日（月）～24日（水）

スケジュール：別紙参照

2023年5月25日～27日に、IASB のボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー
- 維持管理及び一貫した適用
- 基本財務諸表
- 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
- 経営者による説明
- 動的リスク管理
- 資本の特徴を有する金融商品
- 企業結合 — 開示、のれん及び減損
- 料金規制対象活動

## 【5月3日（水）】

### 国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール（IFRS for SMEs 会計基準の修正）

#### （背景）

2021年12月に経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は第2の柱モデルルールを公表した。当該ルールは経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処することを目的としており、世界のGDPの90%を占める135以上の国・地域が賛成している。この第2の柱モデルルールにおいては、大規模な多国籍企業が事業を行う各法域で生じる所得に対して最低限の税額（最低税率15%）を支払うことになる。

このような状況を踏まえて、IASBは2022年11月のボード会議において、第2の柱モデルルールがIAS第12号「法人所得税」（以下「IAS第12号」という。）を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論し、2023年1月に公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（IAS第12号の修正案）」を公表した。公開草案では以下のことが提案されていた。

- 第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金を会計処理する要求からの一時的な例外を導入すること
- 第2の柱モデルルールが発効する前の期間及び発効している期間において一定の事項を開示すること
- 当該修正の公表後直ちに、一時的な例外を導入する修正案を適用し、当該例外を適用した旨を開示し、2023年1月1日以後開始する事業年度について、残りの開示要求案を適用すること

コメント募集期限は、2023年3月10日であった。2023年4月の臨時IASBボード会議において、IASBは公開草案に対するフィードバックを検討し、IAS第12号の修正を最終確定することを決定し、2023年5月23日にIASBはIAS第12号の修正を公表した。

4月のIASBボード会議において、IASBは、当該公開草案のIFRS for SMEs 会計基準を適用する中小企業に対しての目的適合性を検討し、IFRS for SMEs 会計基準の定期的なレビューの外で（すなわち、IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビューの外で）IFRS for SMEs 会計基準の第29章「法人所得税」（以下「第29章」という。）の修正を開発することを暫定的に決定し、第29章を修正する狭義の基準設定プロジェクトを作業計画に追加した。

#### （今回の会議における主な論点）

IFRS 会計基準が新しく発行されるか修正される場合、IFRS for SMEs 会計基準を修

正するかどうか、またどのように修正するかを検討する。IASBはその際、アライメント・アプローチを適用し、中小企業に対しての目的適合性、簡便性、忠実な表現という3つの原則の観点から検討する。5月の会議においては、簡便性と忠実な表現の原則を議論し、またコストと便益の総合的な評価も行った。

#### （主な暫定決定事項）

IASBは次のようなIFRS for SMEs 会計基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第2の柱の法人所得税に関して、企業が繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しそれらに関する情報を開示するという当該基準の第29章における要求事項に対する一時的な例外を導入する。
- b. 一時的な例外を強制とする。
- c. 一時的な例外がどれだけの期間にわたり適用されるのかは定めない。
- d. 一時的な例外を適用した旨を開示することを企業に要求する。
- e. これらの修正を公表後直ちに当該基準の第10章（「会計方針、見積り及び誤謬」）に従って遡及適用することを企業に要求する。

#### 開示

IASBは、IFRS for SMEs 会計基準の修正について、企業が次のことを行うよう要求することを暫定的に決定した。

- a. 第2の柱の法人所得税に係る当期税金費用（収益）を区分して開示する。
- b. この開示要求を2023年1月1日以後開始する事業年度に適用する。

#### その他

IASBは次のことも暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の29.38項における開示目的の中の「その他の事象」には、第2の柱の法制（制定又は実質的に制定されているが未発効である期間を含む）が含まれる旨を明確化する。
- b. この明確化をIFRS for SMEs 基準の本体（結論の根拠だけでなく）に含める。
- c. 第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間における新たな開示要求は導入しない。

また IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 35 章（「IFRS for SMEs への移行」）の結果的修正を行うことを暫定的に決定した。

### デュー・プロセス

IASB は、IFRS for SMEs 基準の修正案の公開草案についてのコメント期間を 45 日とすることを暫定的に決定した（デュー・プロセス監督委員会による承認を条件とする）。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

### **（今後の予定）**

IASB は、公開草案を 2023 年第 2 四半期に公表する予定である。

## 【5月22日（月）】

### IASB 作業計画のアップデート

IASB は 2023 年 3 月の IASB ボード会議以来となる、作業計画のアップデートを受けた。主な内容として、2023 年 5 月に OECD の第 2 の柱モデルルール改革に伴う IAS 第 12 号の修正を公表後、IASB のパイプラインに、修正により導入された一時的な救済措置を削除するか、恒久化するかについて判断するプロジェクトを追加したこと、持分法プロジェクトをリサーチプロジェクトから基準設定作業計画に追加したことが挙げられる。なお、IASB は何も決定を求められなかった。

#### （今後の予定）

IASB は、作業計画についての次回のアップデートを 2023 年 8 月頃（3 か月後又は 4 か月後）までに受ける予定である。

### IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

#### （背景）

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するために、企業が適用しなければならない原則を定めることを目的としており、米国会計基準とコンバージェンスし、すべての業種及び取引に適用する包括的かつ単一モデルに基づく基準として開発された。その原則に基づく収益認識は 5 つのステップに要約されている。

2021 年 11 月の IASB ボード会議で、IASB は IFRS 第 15 号の適用後レビューを行うことを決定した。その後、2022 年 9 月の IASB ボード会議では、適用後レビューの目的として、次の点を明らかにすることを検討していることが IASB スタッフから提起された。

- IFRS 第 15 号の基本原則、及び収益認識の 5 つのステップの明確性、及び適合性に対し、根本的な疑問（すなわち、致命的な欠陥）があるか。
- IFRS 第 15 号の要求事項の適用によって生じる情報が利用者に与えている便益は、期待どおりか（又は、例えば、適用に大きな不統一があるか）。
- IFRS 第 15 号の要求事項を適用し、その適用に対して監査し、強制するためのコストは想定どおりか（又は、IFRS 第 15 号の公表後に、一貫した適用を行うことにコストを要するような市場の動向で重大なものがあるか）。

IASBは、適用後レビューのフェーズ1として、2022年10月から2023年3月にかけて利害関係者へのアウトリーチを行った。

2023年3月のIASBボード会議では、フェーズ1のアウトリーチのフィードバック分析が行われ、今後公表を予定している情報要請において利害関係者に質問すべき事項を暫定決定した。

**（今回の会議における主な論点）**

IASBは、情報要請の公表を承認するか、コメント期間を120日間と設定するかについて議論した。

**（主な決定事項）**

IASBは、情報要請を一般のコメントを求めるために公表することを承認し、120日のコメント期間を設定した。

**（今後の予定）**

IASBは、情報要請を2023年6月末に公表する予定である。

**維持管理及び一貫した適用**

**借手のリース負債の認識の中止（IFRS第9号）**

**（背景）**

IASBは、リース負債の認識中止に関する借手の会計処理について、明確でない可能性があることの報告を受けた。明確さの欠如は、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の第2.1項(b)(ii)にはIFRS第9号第3.3.1項への相互参照が含まれているが、同第3.3.3項への相互参照は含まれていないことに原因があり、借手がリース負債を消滅させ、財政状態計算書から取り除く際の会計処理に影響を与える可能性があるとされた。なお本件は、2023年3月のIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）において、議論された。

**（今回の会議における主な論点）**

IASBは、IFRS第9号第2.1項(b)(ii)の修正案をIFRS会計基準の次回の年次改善サイクルに含めるかどうかについて議論した。

**（主な暫定決定事項）**

IASBは、次のことを暫定決定した。

- a. IFRS第9号第3.3.3項への相互参照を追加するように、IFRS第9号第2.1項

(b) (ii) を修正を提案する。

b. この修正案を将来に向かって適用することを企業に要求する。

c. この修正案を次回の年次改善のサイクルに含める。

なお14名のIASBボードメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### 公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示（IFRS第7号）

#### （背景）

IASBは、IFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）の第28項と設例IG14項との間に矛盾があるとの報告を受けた。この不整合は、2011年5月にIFRS第13号「公正価値測定」（以下「IFRS第13号」という。）が公表された際に、IASBがIFRS第7号第28項を修正したが、IFRS第7号のIG14項には対応する修正を行わなかったことから生じているものである。なお本件は、2023年3月のIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）において、議論された。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、IFRS第7号第28項との整合性を高めるためにIFRS第7号IG14項の修正案を提案し、この修正案を次回の年次改善サイクルに含めるかどうかについて議論した。

#### （主な暫定決定事項）

IASBは、次のことを暫定決定した。

a. IFRS第7号第28項と整合するように、IFRS第7号に付属するIG14項の修正を提案する。

b. この修正案を次回の年次改善のサイクルに含める。

なお14名のIASBボードメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### IFRS会計基準の年次改善 — 早期適用及びデュー・プロセス

#### （背景）

IASBは、2023年2月に、初度適用企業によるヘッジ会計（IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」）や、認識の中止に係る利得又は損失（IFRS第7号）を含む6つのトピックの修正案について次回のIFRS会計基準の年次改善サイクルに含めるという暫定決定を行っている。



**（今回の会議における主な論点）**

IASBは、修正案の早期適用を認めるか否か、公開草案のコメント期間を90日以上とするかどうか、書面投票プロセスを開始するために十分な協議及び分析を実施したかどうかについて議論した。

**（主な暫定決定事項）**

IASBは、修正案の早期適用を認めることを暫定決定した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBが適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

**（今後の予定）**

IASBは、2023年の第3四半期に公開草案を公表する予定である。

## 【5月23日（火）】

### 基本財務諸表

#### （背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2020年9月をコメント期限として公表した。公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）を置き換えることになる。

2021年3月から公開草案における提案の再審議が開始されており、2022年9月から12月にかけて、IASBは、暫定決定事項を中心に、的を絞ったアウトリーチを実施し、2023年1月に再審議計画を提示した（表1参照）。この再審議計画において、今回の会議で議論された持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業については、追加で再審議する必要がある論点とされており、また同じく今回の会議で議論された経営者業績指標（MPM）及びIFRS第8号「事業セグメント」（以下「IFRS第8号」という。）に関連する論点については、もともと再審議項目とされていたがアウトリーチで得たフィードバックも踏まえて検討する論点として整理されていたものである。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、前述のアウトリーチのフィードバック等を踏まえ、公開草案の下記に関する提案を再審議した。

- 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業
- 経営者業績指標（MPM）及びIFRS第8号に関連する論点

#### （主な暫定決定事項）

##### 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. すべての企業に対し、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書における投資区分に分類することを要求するという暫定的な決定を再確認する。
- b. 関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動

保険ファンドを含む）である企業に保有されているか、又は当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業が当該投資を IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択をすることを認めるという経過措置を設ける（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第 18 項参照）。

- c. 公開草案で提案した IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の新しい第 38A 項を撤回する。その結果、企業は、持分法で会計処理されている関連会社又は共同支配企業から受け取った配当金を、他の受取配当金について企業に適用される要求事項を適用して、単一の区分に分類することを要求されることになる。

### **経営者業績指標及び IFRS 第 8 号に関する論点**

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標とは、企業全体としての業績についての経営者の見方を反映する測定値である旨を明確化する。
- b. 公開草案の B83 項における提案を確認する。同項は、企業の経営者業績指標のうちの 1 つ又は複数が、企業が IFRS 第 8 号において企業が開示する事業セグメント情報の一部と同じである場合に、下記のいずれかを条件に、企業はその経営者業績指標に関する情報を事業セグメント情報と同じ注記において開示することができる」と述べている。
  - i. その注記に、経営者業績指標について開示することを要求されるすべての情報を含める。
  - ii. 別個の注記に、経営者業績指標について要求されるすべての情報を含める。

IASB は、スタッフに、基準書の文案を作成する際に、B83 項と第 97 項における体系的な方法での注記の表示に関する全般的な要求事項との関係を考慮することを依頼した。

IASB は、経営者業績指標に関連する他の未解決の論点のうち、スタッフが追加の対応は必要ないと結論を下していたもの（以下のものを含む）について議論した。

- a. 純損益計算書に含めた小計
- b. 注記において開示し、純損益計算書では表示していない小計（特定の小計を除く）
- c. 期中財務諸表に関連した一般とのコミュニケーション

IASBは何も決定を求められなかった。

IASBは、IFRS第8号の第23項(f)の結果的修正について議論した。同項は、収益又は費用に重要性がある場合に当該項目の性質及び金額を開示するというIAS第1号における要求を参照している。

IASBは何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASBは、本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

（表1）

	追加で再審議する論点	もともと再審議項目とされていたがアウトリーチで得たフィードバックも踏まえて検討を行う論点	起草段階で対処する論点	再審議が不要な論点
小計及び区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用</li> <li>オフバランス項目に関連する収益及び費用の分類</li> <li>サブリースが主要な事業活動である場合のリース負債に係る支払利息の分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の分類に関する会計方針の選択肢の撤回</li> <li>正味貨幣持高に係る利得又は損失並びに外貨為替差損益の分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務区分における収益及び費用の分類方法の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業損益の定義</li> <li>区分の分類及び要求される小計</li> <li>他の負債に含まれる利息の分類</li> <li>単独のデリバティブの営業区分への分類</li> <li>主要な事業活動の評価</li> <li>現金及び現金同等物の投資区分への分類</li> <li>信用供与期間が延長された支払いに係る金利費用の分類</li> <li>要求される小計とIFRS第8号との相互作用</li> <li>追加的な小計の表示</li> </ul>
MPM	<ul style="list-style-type: none"> <li>反証可能な推定に関する追加のガイダンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整項目の税効果を算定する簡便的アプローチ</li> <li>その他の論点                             <ol style="list-style-type: none"> <li>期中財務諸表に関する開示要求事項の適用可能性</li> <li>一般とのコミュニケーションのタイミング</li> <li>純損益計算書に含まれる小計がMPMである場合</li> <li>MPM及びセグメント開示の相互作用</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般とのコミュニケーションの範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MPMの要件</li> <li>MPMの範囲及び定義</li> </ul>
分解	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示されているすべての営業費用に拡大</li> <li>発生原価ベースの開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性質別表示、機能別表示、及び混合表示が有用となるケースの明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上原価に関するガイダンス</li> <li>従業員給付費用の機密保持</li> </ul>
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>期中財務報告で必要となる結果的修正</li> <li>経過措置</li> <li>再公開草案の要否</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育文書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書とで、区分の名称は類似するものの定義が異なることに関する懸念</li> </ul>

灰色：2023年3月のボード会議で審議済み、黄色：2023年5月のボード会議で審議

## 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

### （背景）

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。IASBは公開草案へのフィードバックを踏まえ、2022年4月から再審議を開始して、現在も議論を継続している。

2022年5月のIASBボード会議において、公開草案における適用範囲については、公開草案において提案した範囲を維持することが暫定的に決定されている。

また、2022年10月のIASBボード会議において開示要求案に関するフィードバックを分析するためのアプローチについて審議が行われ、公開草案において提案した開示要求に対して受け取ったコメントをスタッフが次の3つのステップで分析すべきであると決定した。

ステップ1：開示要求案がどのように開発されたのかに基づいて、開示要求案に対するコメントを階層化する。

ステップ2：受け取ったコメントを、1組の諸要因（公的説明責任のない企業の財務諸表についての利用者の情報ニーズに関する原則、費用対効果、受け取ったコメントの分布、情報の全体的な有用性並びに当該開示要求についてのIASBの過去の議論及び決定）に照らして評価する。

ステップ3：開示要求案の変更をIASBに提案する。

上記のアプローチに基づき、2023年1月以降継続して審議しており、5月のボード会議でも、受け取ったコメントに基づき、各IFRS会計基準書の開示要求の見直しについて議論している。

さらに5月のボード会議では次の公開草案第16項に寄せられたフィードバックに対する議論を行っている。

IAS第1号「財務諸表の表示」の第31項に従って、企業は、本基準書[案]又は他のIFRS基準書が要求している開示からもたらされる情報が重要性があるものではない場合には、その開示を提供する必要はない。企業はまた、本基準書[案]における具体的な要求事項（依然として適用される他のIFRS基準の要求事項を含む）への準拠が、財務諸表の利用者が、特定の取引、他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにするのに不十分である場合には、

追加的な開示を提供すべきかどうかも検討しなければならない。

同項を提案する際の IASB の目的は、公開草案の開示要求案の適用を容易にすること、及び適格な子会社が開示要求の適用に際して提供される情報の重要性を考慮するという IAS 第 1 号第 31 項の要求事項を再度強調するものであったとされている。同項について、フィードバックの大多数は有用であることに同意しているが、公開草案の要求事項を適用する際の開示の重要性の評価については、懸念を示した。

#### （今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案の提案の再審議を継続し、以下について議論した。

- 公開草案の開示要求案のいくつかに対するフィードバック
- 公開草案の第 16 項を維持するか、ガイダンスを追加するか

#### （主な暫定決定事項）

##### 開示要求案に対するフィードバック

IASB は、公開草案での以下の小見出しの下での開示要求案を改訂することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。） — IFRS 第 3 号の B64 項(j) (i)を追加
- b. IFRS 第 7 号 — 公開草案の第 62 項、第 66 項及び第 67 項の適用を、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する適格な子会社に限定
- c. IFRS 第 12 号「他の企業への関与」（以下「IFRS 第 12 号」という。）
  - ① IFRS 第 12 号の第 14 項、第 15 項、第 19D 項(b)、第 19E 項、第 19F 項、第 30 項及び第 31 項を追加
  - ② 公開草案の第 68 項を修正して IFRS 第 12 号の B4 項から「共同支配事業」を追加
- d. IFRS 第 15 号
  - ① 公開草案の第 93 項を撤回
  - ② IFRS 第 15 号の第 119 項(a)を追加
- e. IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）
  - ① 公開草案の第 100 項(d)及び第 105 項を撤回
  - ② IFRS 第 16 号の第 53 項の(e)、(g)及び(i)を追加
- f. IAS 第 1 号

- ① IAS 第1号の第137項を追加
- ② 公開草案の第120項から第122項を撤回し、IAS 第1号の第112項から第114項を維持（該当する場合）
- g. IAS 第19号「従業員給付」（以下「IAS 第19号」という。）
  - ① IAS 第19号の第141項(b)を追加（特に、利息収益の影響を区分して開示する要求）
  - ② 公開草案の第152項(c)(iii)をIAS 第19号の第141項(c)(i)に置換え
  - ③ IAS 第19号の第147項(b)を追加
- h. IAS 第27号「個別財務諸表」（以下「IAS 第27号」という。） — 公開草案の第177項から第180項を、適用可能なIFRS 第12号の開示要求を参照するように修正

### **公開草案の第16項**

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第16項を維持し、ガイダンスを追加しない。
- b. 本基準書についての全体的な開示目的は必要ない。

### **他のIFRS会計基準書における移行に関する開示要求**

IASBは、新規の又は修正後のIFRS会計基準書への移行に関して当該新規の又は修正後の基準書で示される開示要求が適格な子会社に適用されるという公開草案の提案を進めることを暫定的に決定した。

### **IFRS会計基準書における新たな開示要求**

IASBは、公表予定の基準書の修正をIASBが公表するまで、適格な子会社は、公開草案の公表後に公表されたIFRS会計基準の修正における開示要求に準拠することを要求されると暫定的に決定した。

### **(今後の予定)**

今後の会議で、IASBは公表予定の基準書についての書面投票プロセスを開始すべきかどうかを検討する。



## 経営者による説明

### （背景）

IASBは、2021年5月に公開草案「IFRS実務記述書第1号『経営者による説明』（原題：Management Commentary、以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した（コメント期限は2021年11月）。公開草案は、2010年に公表されたIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の改訂を提案するものであり、公開草案の目的は、企業固有の情報が提供されるように十分な柔軟性を確保しつつ、十分な規律を提供する要求事項及びガイダンスを開発することであるとされている。

2022年3月及び4月のIASBボード会議では、公開草案に対するフィードバックについて議論がなされたが、これに前後して国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立やISSB公開草案の公表があり、サステナビリティ関連財務情報の開示の議論が並行する中で、IASB及びISSB間の協力の必要性を強調する意見が多く聞かれた。

また2022年5月に、IASBとISSBの議長は、ISSB設立に伴いIFRS財団が統合した価値報告財団の統合報告フレームワークをそれぞれの基準設定プロジェクトや要求事項に構築・統合する方法について合意する計画を発表した。この中で、IASBとISSBは、基準設定作業において、統合報告フレームワークの概念と原則を活用するとし、統合報告フレームワークと経営者による説明との間に類似点と相違点があることが認識されていることからこれに対処することも明らかにされた。

なお、IASBの次のマイルストーンはプロジェクトの方向性を決定することとされている。

### （今回の会議における主な論点）

IASBは以下についての教育セッションを行った。

- a. 公開草案と「統合報告フレームワーク」（2021年1月公表）との間の類似点及び相違点についてのIFRS財団スタッフの分析
- b. 当該分析に関するフィードバック並びにIFRS諮問会議及び2023年4月の統合報告及びコネクティビティ諮問会議からのこれらの文書の間の一層の合致に対するアプローチに関するフィードバック

### （主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

### （今後の予定）

IASBは本プロジェクトの方向性について議論する。

## 【5月24日（水）】

### 動的リスク管理

#### （背景）

IASBは、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（DRM））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRMの会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

本プロジェクトの計画及び本プロジェクトにおいて提案しているコア・モデルの評価に係る作成者へのアウトリーチ（2020年10月から2021年2月にかけて実施）を踏まえ、3つの主要な課題が識別されている。2021年5月以降のIASBボード会議では、そのうちの2つの課題（リスク限度と目標プロファイルの関係、期限前償還可能資産の部分の指定）を中心に議論が行われ、2022年2月以降のIASBボード会議では、残る課題（デリバティブの公正価値の変動をOCIで認識すること）に焦点を当て、DRMモデルの仕組み（どの金額を認識しそれを財務諸表においてどこで認識すべきか）に関する議論が行われている。

2022年7月のIASBボード会議では、本プロジェクトのプロジェクト計画案について議論がなされ、DRMモデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序に関して議論が行われている。当該トピックは次のとおりであり、上記のアウトリーチで強調された3つの主要な課題以外の事項も含まれている。

- 適格項目と現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定
- パフォーマンス評価とその後のDRM調整の解除
- 目標プロファイルと企業のリスクマネジメント戦略との整合性
- リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築
- 指定デリバティブ
- その他の検討事項

● 表示及び開示の要求事項

上記に関して、金融資産及び金融負債を正味オープン・リスク・ポジションに含めるための適格要件は、2018年2月及び2018年4月にIASBにより暫定的に合意されているものの追加の課題が識別されており、例えば、2022年11月及び2023年2月のボード会議において、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり、契約上のキャッシュ・フローがSPPIの要件（金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。）を満たしFVOCIで測定する金融資産はDRMモデルにおける指定に適格であるが、資本（指定された資産から指定された負債を控除した残額）及びFVPLで測定する金融資産は適格ではないと暫定的に決定された。

この間、IASBスタッフは継続して非公式のアウトリーチを実施しており、これまでの暫定決定についての内容を、利害関係者が分析しやすいように設例に基づいて説明することが要望されていた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、本プロジェクトについて、次のことを議論した。

- DRMモデルに関する非公式のアウトリーチで聞かれたフィードバックに基づき、開発した設例に基づき、DRMモデルをどう適用するか

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBはプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

## 資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASBは、金融商品に関する負債と資本の分類規定の改善等を図ることを目的とし、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。この中で、IASBは2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下、本項目において「DP」という。）を、2019年1月をコメント期限として公表した。その後、DPに対するフィードバックの分析が行われ、2019年10月のIASBボード会議でプロジェクトの計画が議論さ

れた。また、2020年12月のIASBボード会議において、本プロジェクトを基準設定プログラムに追加することを決定した。

2019年10月の計画では、企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品の分類（いわゆる固定対固定の条件の明確化を含む）に関するテーマ並びに表示及び開示に関連するテーマが検討すべきテーマとして識別されていた。2023年4月では開示についての追加の審議と経過措置に関する審議が行われ、計画で識別されたテーマの審議が概ね終了している。

なお、IASBは2023年末に公開草案（以下「FICE 公開草案」という。）を公表することを目指しているが、公表のタイミングの関係から、2021年7月に公表された公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」が最終基準化された場合のIFRS会計基準書（以下「子会社基準」という。）の開示要件についての結果的な修正を含めることが検討されている。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、以下のトピックについて議論した。子会社基準についての結果的な修正案について暫定的に決定するよう求めた。

- 近々公表される子会社基準に関する、結果的な修正案について
- デュー・プロセスと書面投票を行うための許可

#### （主な暫定決定事項）

##### 公的説明責任のない子会社 — 開示

IASBは、IFRS会計基準書「公的説明責任のない子会社」に対して行うべき結果的修正を、当該基準書が公表された後に提案することを暫定的に決定した。当該修正は、当該基準書にFICE公開草案で提案する予定の以下の開示要求を追加するものとなる。

- a. IAS第32号「金融商品：表示」の範囲に含まれるすべての金融負債及び資本性金融商品について、企業は自らの資産に対する請求権の開示及び区分を、性質及び優先度の相違を反映する方法で行い、最低限、次のものを区別する。
  - ① 担保（保証）付の金融商品と無担保（無保証）の金融商品
  - ② 契約上劣後している金融商品と劣後していない金融商品
- b. 金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品（単独のデリバティブを除く）について、企業は以下に関する情報を開示する。
  - ① 資本性金融商品に分類されている金融商品における債務類似の要素

- ② 金融負債に分類されている金融商品における資本類似の要素
  - ③ そうした金融商品の金融負債、資本性金融商品又は複合金融商品への分類を決定する債務類似及び資本類似の要素
  - ④ 清算時の優先度を示す契約条件
  - ⑤ 清算時の優先度の変化を生じさせる可能性のある契約条件
  - ⑥ 該当がある場合、複数レベルの契約上の劣後（例えば、ある劣後負債が他の劣後負債に契約上劣後している場合）
  - ⑦ 清算時に優先度がどのように決定されるのかに影響を与える可能性のある関連性のある法令の適用に関する重大な不確実性
  - ⑧ 清算時の優先度に影響を与える可能性のある保証などのグループ内契約（例えば、どの企業が保証を提供するのか、及びどの企業が保証を受けるのか）
- c. 企業は、金融商品の契約期間の終了前に時の経過により有効となるか又は有効でなくなる契約条件に関する情報を開示する。
- d. 企業自身の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品について、企業は以下のことを開示する。
- ① 当該義務が当初に認識された際に資本から除去して金融負債に含めた金額、及び当該金額が除去された資本の内訳項目
  - ② 報告期間中に純損益に認識した再測定による利得又は損失の金額
  - ③ 当該義務が報告期間中に決済される場合に、決済時に認識した利得又は損失の金額（もしあれば）
  - ④ 売建プット・オプションが未行使のまま期限満了となった場合に、金融負債から除去して資本に含めた金額
- e. 企業は、企業の業績又は純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んでいる金融負債（純損益を通じて公正価値で測定される）の再測定から生じる各報告期間における利得又は損失の合計額を区分して開示する。
- f. 企業は、金融商品又はその構成部分の金融負債又は資本への分類を決定するにあたり行った重大な判断を開示する。

### デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可

IASBは、FICE 公開草案について120日のコメント期間を設けることを決定した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、FICE 公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実

施したと納得した旨を確認した。

**（今後の予定）**

IASB スタッフは書面投票のために公開草案作成する。

**企業結合 — 開示、のれん及び減損**

**（背景）**

IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下、本項目において「DP」という。）を公表し、寄せられたフィードバックへの対応について再審議を行っていた。その後、2022 年 9 月から 12 月にかけて、優先検討事項としていた、企業結合に関する開示及びのれんの償却の再導入に対してのスタンスが暫定的に決定されるとともに、2022 年 12 月に本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加した。

本プロジェクトは、合理的なコストで企業結合に関する、より有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的としており、IASB は具体的に以下の点を検討している。

- a. 企業結合に関する開示要求の詳細
- b. のれんを含んだ資金生成単位についての IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）における減損テストの有効性の改善、及び適用の簡素化についての予備的見解

今回の会議では、主に上記 b に関する議論が行われたが、そのうち、適用の簡素化に関連して、IASB は DP において、のれんを含んだ資金生成単位について、当該資金生成単位が減損している可能性があるという兆候がない場合に、企業が毎年の定量的な減損テストを実施するという要求を廃止する提案を開発すべきであるという予備的見解を示していた。

また、減損テストの有効性の改善について、IASB は DP において、主に減損損失の認識が遅れる理由とされるシールドディングに対処するため、ヘッドルーム・アプローチ（資金生成単位の回収可能価額の減少の全部を未認識のヘッドルームに最初に配分するのではなく、少なくともその一部を取得のれんに帰属させる減損テスト）を検討した結果、合理的なコストで、IAS 第 36 号の減損テストよりも有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではないという予備的見解を示していた。これに

ついて DP への大多数の回答者は、この予備的見解に賛成したとされている。しかし、一部の回答者はこれに同意せず、減損テストの有効性を改善する方法をいくつか提案していた。

**（今回の会議における主な論点）**

IASB は、上記 b に関する論点について、次のことを議論した。

- コスト及び複雑性の低減
- 有効性の改善

**（主な暫定決定事項）**

**毎年の定量的な減損テストの削除**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 定量的な減損テストを毎年実施するという要求を維持する。
- b. DP に対するコメント提出者から提案された代替案のいずれも追求しない。

**異なる減損テストの設計の実行可能性**

IASB は合理的なコストで、IAS 第 36 号で現在要求している減損テストよりも著しく有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではないと暫定的に決定した。

**減損テストの有効性を改善するための提案**

IASB は次のことについて議論した。

- a. DP に対するコメント提出者から提供された、減損テストの有効性を改善するための提案
- b. それらの提案を検討するための規準
- c. それらの提案の一部に関しての IASB の協議グループ及び IFRS 解釈指針委員会からのフィードバック

IASB は何も検討を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASB は、以下を含む事項について暫定的な決定を行う。

- a. 減損テストの有効性を改善するためのコメント提出者の提案を追求するかどうか
- b. IASB の企業結合に関する開示要求のパッケージ案のその他の側面を明確化するかどうか

IASB は、その後に、決定のパッケージ案がプロジェクトの目的を満たすかどうか及び提案を示す公開草案を公表するかどうかを検討する。

## 料金規制対象活動

### （背景）

IASB は、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関する IASB の提案を示しており、新しい IFRS 会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準の IFRS 第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年12月のIASB ボード会議では暫定決定された再審議計画を踏まえ、2022年2月のIASB ボード会議から再審議が開始されている。認識の論点については、2023年2月のIASB ボード会議より再審議が開始されており、認識の閾値及び強制可能性（長期履行インセンティブに関する権利及び義務の強制可能性含む。）が取り上げられ、4月のIASB ボード会議でも認識の中止等について審議されている。

### （今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案の以下に関する提案を再審議した。

- 当初認識の時期

### （主な暫定決定事項）

#### 当初認識の時期

IASB は、基準書で以下を維持することを暫定的に決定した。

- a. 報告期間の末日現在で存在しているすべての規制資産及び規制負債の認識を要求する提案



- b. 外貨建の規制料金から生じた規制資産又は規制負債を IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を適用する際に貨幣性項目として扱う提案  
(今後の予定)

IASB はプロジェクト提案を引き続き再審議する。

以 上

## 別紙スケジュール

### 5月3日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
13:00-14:00	国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール（IFRS for SMEs 会計基準の修正）（アジェンダ・ペーパー12） （予定 60分→55分）

### 5月22日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
16:30-16:45	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 15分→8分）
16:45-17:00	IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6） （予定 15分→11分）
17:00-17:45	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） ● 年次改善 （予定 30分→20分）

### 5月23日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 90分→90分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:15	基本財務諸表（続き）（アジェンダ・ペーパー21） （予定 60分→53分）
12:15-13:15	休憩
13:15-14:45	開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）（予定 90分→80分）
14:45-15:00	休憩
15:00-16:30	経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15） （予定 90分→107分）

5月24日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-10:30	動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4） （予定 60 分→58 分）
10:30-11:15	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 45 分→57 分）
11:15-11:30	休憩
11:30-13:00	企業結合 ― 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90 分→83 分）
13:00-14:00	休憩
14:00-15:30	企業結合 ― 開示、のれん及び減損（続き）（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90 分→0 分）
15:30-15:45	休憩
15:45-17:00 →上記 14 時 からに変更	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 75 分→75 分）

以 上